

令和7年8月

茨城県土木部監理課建設業担当

令和7年度下半期（10月～3月）の経営事項審査について

令和7年度の下半期の経営事項審査については、以下のとおり実施いたします。

1 申請方法

「経営事項審査の手引き」（令和7年4月改訂）をご確認ください。

2 審査方法

原則、書類の送付（郵送等）又は電子申請システムによる書面審査

※例外的に対面審査も実施していますが、詳細は別紙「対面による経営事項審査の実施について」をご確認ください。

3 審査完了後

（1）結果通知

別紙「経審結果通知書発行スケジュール表」をご確認ください。

（2）公表停止の希望

（一財）建設業情報管理センターのホームページにおける公表停止については、従来と同様に受付します。申請時に「経営事項審査の結果公表停止申請書」を添付してください。

4 留意事項

- ・ 補正や確認事項のご連絡を差し上げる場合がありますので、申請書の連絡先に必ず日中連絡が取れる電話番号と担当者氏名を記載してください。
- ・ 結果通知書発送までに日数を要するため、有効期間や入札参加資格申請等を考慮して、適切な時期に受審してください。
- ・ 事実と異なる申請や書類の偽造等を行ったことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したことが明らかになった場合、30日以上の営業停止となる可能性があります。必ず責任者へ確認の上、申請してください。

5 その他

「資本金借入金の取扱い」に関しましては、建設業担当 HP をご確認ください。

【別紙】

令和 7 年 8 月

茨城県土木部監理課建設業担当

対面による経営事項審査の実施について

令和 7 年度下半期の対面審査については、以下のとおり実施します。

1 対象期間

令和 7 年度下半期（令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月）

2 審査日程

別添「経営事項審査（対面）日程表」のとおりに実施します。

3 申込方法

（1）茨城県経審予約システムによる予約

- ・ 申込は、茨城県経審予約システムにより予約していただきます。システムの利用方法等については、監理課建設業担当ホームページをご確認ください。

（URL：https://kennsetugyou-ibaraki.jp/business_management_review/）

- ・ 希望日に直接予約を入れていただくことが可能（※）です。

※ 複数の枠に同一建設業者名で予約がされている場合、全ての予約を無効として扱います。

また、別の建設業者や架空の業者名等を用いた仮押さえ等の行為があった場合も、同様です。

（2）受付期間

申込（予約）の受付期間は、希望日の 50 日前から 3 週間前の日までの間となります。

4 審査会場

県庁 1 1 階 経営事項審査会場（従来どおり）

※ 変更となる場合があります。

5 当日持参する書類

(1) 申請書類一式

従来の対面審査と同様の書類を持参してください。書類の送付等による審査とは異なる点(※)がございますので注意してください。

詳細については、「経営事項審査の手引き」(監理課建設業担当ホームページ参照)をご確認ください。

※ 特に、契約関係書類の確認は原則、工事経歴書に記載の全ての案件(その他を除く。)を対象とします。契約書や注文書を速やかに提示いただけるように、事前の並べ替えやインデックスの利用等により準備をよろしくお願いします。

【例】業種毎に工事経歴書の順番どおりに請負契約書等を並び替えておく等

(2) チェックリスト

事前に「チェックリスト(対面審査用)」により、書類を確認の上、作成したチェックリストを審査当日に持参してください。

6 その他

- ・ 経営事項審査来庁者受付票は廃止しました。
- ・ 対面審査は、主に会社合併時等の特殊な申請の場合等で書面審査が困難な方を想定しております。
- ・ 体調不良の方は、来庁をお控えください。
枠も限られておりますので、できるだけ対面審査ではなく、書類の送付(郵送等)又は電子申請システムによる書面審査をご利用ください。
- ・ 令和7年度より対面審査の「**各枠4者まで**」を「**各枠3者まで**」に変更しております。

経営事項審査（対面）日程表／令和7年度下半期
(2025年度)

月		10月	11月	12月
審査・受付日	①	2 日	6 日	4 日
	②	9 日	13日	11日
	③	16日	20日	18日
	④	23日	27日	
	⑤	30日		
	⑥			
	⑦			
	⑧			
月		1 月	2 月	3 月
審査・受付日	①	8 日	5 日	5 日
	②	15日	12日	12日
	③	22日	19日	19日
	④	29日	26日	26日
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			

- (御注意)
- 指定日・指定時間までに会場においでください。
ただし、若干審査時間が前後する事がありますので、御了承願います。
○審査時間
① 9 時 枠（9 時15分～）
②10時 枠（10時15分～）
③14時 枠（14時00分～）
④15時 枠（15時00分～）
※各枠 3 者まで
 - 経営事項審査の有効期間は、審査基準日（決算日）から 1 年 7 か月の間に限られているため、決算終了後、登録経営状況分析機関に「経営状況分析」の申請を行い、経営状況分析結果通知書の交付を受けてください。
 - 証紙又は印紙の金額は、「経営規模等評価手数料」と「総合評定値通知手数料」の合計となります。
「経営規模等評価手数料」・・・8,100円＋（2,300円×審査対象建設業業種数）
「総合評定値通知手数料」・・・400円＋（200円×審査対象建設業業種数）
※公共工事の発注機関に入札参加申請を行う場合、この「総合評定値の通知」を受けていることが要件とされることがあるため、どちらも必ず申請するようにしてください。
 - 審査会場は、県庁舎内「経営審査会場」（行政棟11階南側）です。
 - 経営事項審査のお申し込みは、茨城県経審予約システムにより行ってください。